

「生駒市人権擁護に関する条例の全部改正（案）」について

ご意見を募集します

意見募集期間：令和 8 年 8 月 15 日（土）～ 令和 8 年 10 月 20 日（火）

○ 条例改正の経緯と趣旨

「生駒市人権擁護に関する条例」が平成 6 年 12 月に施行されてから 30 年以上が経過し、この間、情報化の進展やグローバル化をはじめとする社会情勢の著しい変化に伴い、インターネット上の誹謗中傷、外国人に関する人権問題、多様な価値観への理解不足など、人権を取り巻く課題は一層複雑化しています。

こうした現状を踏まえ、個別の人権課題への対応を進めるとともに、不当な差別の禁止や、市、市民及び事業者の責務を明確にします。そして、多様な主体との連携により、全ての人の人権が尊重されるまちの実現をより一層推進する条例として、全面的な見直しを行うものです。

① 国における法的な整備

平成 28 年に差別解消に関する 3 つの法律（※）が施行されたほか、令和 5 年には性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の推進に関する法律が施行されるなど、時代に応じた法整備が進められてきました。こうした国における法的な整備がなされたにもかかわらず現在もおお差別が存在している状況にあります。

（※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律）

② 人権課題の深刻化、複雑化

情報化の進展に伴い、インターネット上の誹謗中傷や差別的情報の拡散が深刻化しています。また、感染症に関連する偏見や、さまざまな要因が重なり合う複合的な差別が顕在化するなど人権課題が複雑化しています。

○ おもな改正の内容（おもな追加規定）

- (1) 前文を追加し、改正の背景や生駒市としての決意などを表明《前文》
- (2) 差別の禁止を規定し、また、その事由となる属性を具体的に明示《第 2 条》
- (3) 市、市民の責務に加えて、事業者の責務を規定《第 3 条、第 4 条、第 5 条》
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律を踏まえた個別の人権課題への対応を規定《第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条》
- (5) インターネット上の誹謗中傷等の防止を規定《第 10 条》
- (6) 「生駒市人権施策に関する基本計画」について規定《第 11 条》
- (7) 市が実施する人権教育及び人権啓発、相談体制の充実、調査等について規定《第 12 条、第 13 条、第 14 条》

案件名	生駒市人権擁護に関する条例の全部改正（案）
案の公表場所	市役所（3 階 人権施策課・市政情報コーナー）、人権文化センター、ダイバーシティ推進プラザ（生駒セイセイビル内）、鹿ノ台ふれあいホール、 北コミュニティセンターISTA はばたき、図書会館、たけまるホール、 コミュニティセンター（生駒セイセイビル内）、市 HP は → 南コミュニティセンターせせらぎ、こちらから 市ホームページ（ https://www.city.ikoma.lg.jp/0000042031.html ） 

募集期間	令和8年8月15日（土）～ 令和8年10月20日（火）
意見を提出できる方	① 市内に住所を有する者 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④ 市内に存する学校に在学する者 ⑤ 当該案件に利害関係を有する者
意見の提出方法	別紙の「意見・情報提出書」（別の様式でも可）に明記のうえ、 ① 窓口へ持参 ② 郵送 ③ ファクス か、 ④ 市ホームページの「ご意見入力フォーム」への入力 のいずれかで、人権施策課までご提出ください。 ※ <u>電話によるご意見には対応することはできません。</u>
提出先	【持参】 生駒市役所 人権施策課（3階42番窓口） 平日 9:00～16:30 【郵送】 〒630-0288 生駒市東新町 8-38 生駒市役所 人権施策課 宛 【ファクス】 0743-74-9100 （人権施策課宛） 入力フォーム 【入力フォーム】市ホームページ（右記QRコードから） はこちら → 
いただいたご意見への対応	・提出された意見は整理したうえで、上記公表場所と市ホームページで公表します。 ただし、個々の意見に直接回答はしませんので、あらかじめご了承ください。 ・提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。